

令和5年度秋田県福祉・介護職員処遇改善支援事業実施要綱

1 事業の目的

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、秋田県とする。

3 事業の内容

令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等（以下「施設・事業所」という。）に対し、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。また、秋田県が行う当該賃金改善の円滑な実施に向け必要となる費用を補助する。

4 対象事業所、対象者及び対象期間

（1）対象事業所

本事業の対象となる事業所は、別紙1表1に掲げるサービス類型の施設・事業所であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「6 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、7（1）の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる地域相談支援及び計画相談支援、障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

（2）対象者

本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する福祉・介護職員とする。施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものである

ことを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。

本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算及びベースアップ等加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、就労定着支援員（※１）、地域生活支援員（※１）、児童指導員、保育士、共生型障害児通所支援事業所及び基準該当障害児通所支援事業所に従事する福祉・介護職員

（※１） 就労定着支援員及び地域生活支援員は令和６年４月から対象とする。

（※２） 各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

（※３） 上記の他、各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

① 就労継続支援Ａ型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）

② 就労継続支援Ｂ型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）

③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者）

（３）対象期間

令和６年２月から５月までの期間とする。

５ 交付額

交付対象期間中の施設・事業所に対する各月分の交付額は、以下の式により確定することとする。

交付額＝ $a \times b$ （１円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率（別紙）

なお、a について、令和６年２月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和６年１月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を２か月間対応する。その際、令和６年７月末日までに生じ、令和６年８月１０日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

6 賃金改善等の要件

(1) 賃金改善の実施

本事業の対象となる施設・事業所を運営する障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援事業者又は障害者支援施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

(2) 賃金改善の開始時期

障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。

(3) 賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

また、障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、障害福祉サービス事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする福祉・介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する場合があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

(4) その他の要件

① 賃金改善方法の周知について

障害福祉サービス事業者等は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について7(1)の福祉・介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、

就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。また、職員から福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

② 労働法規の遵守について

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

7 秋田県知事への届出

(1) 福祉・介護職員処遇改善計画書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「計画書」という。）を、次の一から四までに掲げる事項について記載の上、秋田県知事に提出すること。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額

交付対象期間における福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、一の額以上となる額をいう。

三 基本給等による賃金改善の見込額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額及び基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

四 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

(2) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「実績報告書」という。）を、次の一から五までに掲げる事項について記載の上秋田県知事に提出し、2年間保存することとする。

一 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額

二 賃金改善所要額

各施設・事業所において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用

（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、一の額以上の額を記載する。

三 基本給等による賃金改善所要額等

二のうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額及び基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の交付金の総額の3分の2以上となるようにすること。

四 賃金総額等

以下の①②を記載する。ただし、①の額は②の額以上であること。

① 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額

② 令和5年2月から5月の賃金総額

五 ベースアップの実施

ベースアップの実施有無及びベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

（3）届出内容を証明する資料の保管及び提示

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を2年間保管し、秋田県知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規定を含む。）

② 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（4）都道府県知事への変更の申請・届出

障害福祉サービス事業者等は、計画書に変更があった場合には、秋田県知事に変更申請書もしくは変更届出書を提出すること。

（5）特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この（5）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を秋田県知事に届け出ること。

8 留意事項

（1）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の返還

秋田県知事は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が次の①又は②に該当する場合は、既に交付された福祉・介護職員処遇改善臨時

特例交付金の一部又は全部を返還させることができる。なお、複数の施設・事業所を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該施設・事業所の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。

- ① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら７（５）の特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合
- ② 虚偽又は不正の手段により交付金を受けた場合

（４）支払について

交付額の障害福祉サービス事業者等に対する支払（振込）については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。振込先口座は処遇改善計画書に添付の債権者登録票に記載し、原則障害福祉サービス事業者等が秋田県国民健康保険団体連合会に介護給付費等の振込先口座として登録しているものとする。その際、記載した口座の通帳等の写しを合わせて提出するものとする。

（５）その他

- ① 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算による賃金改善額には含めないこととする。
- ② 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。
- ③ この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、「令和５年度秋田県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附則

この要綱は、令和６年３月２６日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和６年７月１日から改正する。